



新見南中学校 学校だより キラメキ

教育目標 希望ある未来を切り拓く生徒の育成

令和6年4月25日(木) 第3号 文責 千原 隆

家庭訪問ではお忙しい中、時間を作ってくださいありがとうございました。短時間ではありましたが、お子様のご家庭での様子など聞くことができ大変有意義な時間でした。今後お子様のことで気になる点や学校生活での不明な点などありましたら、気軽に担任までご連絡ください。新見南中学校 TEL 76-1003

4月27日(土)1校時の参観授業は、どの学年も「SNSを題材とした道徳授業」を参観していただきます。なぜなら最近のいじめは、SNSを利用した匿名でのいじめ「誹謗中傷」が多く見受けられるからです。年々悪質になり、学校で対応できない事案も県内でも多くあります。その場合、学校は「学校警察連携制度に関する協定」により、生活安全課刑事課に介入していただき解決に向けて協力をお願いする事案も増えてきています。是非とも、この機会に正しい「いじめの定義」を周知していただきたく、お願い申し上げます。

いじめ防止対策推進法 第2条第1項(いじめの定義)平成25年より改定

いじめとは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
*学校の内外、苦痛の度合いは問わない。

法律の「いじめ」3つのタイプ

- ① 犯罪に該当するいじめ(暴行、傷害、脅迫、強要、名誉毀損、誹謗中傷、ネットへの書き込み等)
- ② 民事上の損害賠償が成立するいじめ
(被害者に何らかの損害が発生、損害賠償を負わせるに値する)
- ③ いじめ防止対策推進法で定義されるいじめ(①・②と比べていじめとして成立する範囲が広い)
(心理的または物理的な影響を与える行為・心身の苦痛を感じているもの)

いじめの判断基準は・・・

いじめられた側が「つらい」「やめてほしい」と思ったら・・・それは「いじめ」です。

いじめの未然防止・早期発見に向けて取り組んでまいります。ご家庭での様子に変化があればご連絡をいただくと大変助かります。早期に対応ができます。よろしく願いいたします。